

## 平成 27 年第 1 回市議会定例会において不採択となった陳情

番 号	陳 情 第 48 号	受理年月日	平 26. 11. 11
件 名	空間放射線の数値がそのまま表示され、一般市民が空間放射線の強さを常時知ることができるモニタリングポスト設置について		
結 果	平成 27. 3. 23 第 1 回定例会で不採択		
付託委員会	市民健康福祉委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、空間放射線量がリアルタイムで液晶表示され、一般市民が常時見ることができるモニタリングポストを、鹿児島中央駅前、天文館、市役所前及び小中高等学校などに設置することを要請されたものである。</p> <p>本件に対する当局の考え方等について伺ったところ、モニタリングポストは、原子力発電所周辺の環境に与える空間放射線の影響を 24 時間監視するための設備であり、その整備については、鹿児島県の地域防災計画では、県の担当事務とされている。</p> <p>本県のモニタリングポストは、国の原子力災害対策指針で示された原子力災害対策重点区域である川内原発から 30km 圏内に、方位や距離にできるだけ偏りがないよう川内原発を取り囲むように 67 局の測定局が設置されており、本市においては、30km 圏内にある郡山地域の郡山常盤コミュニティセンターに L E D の表示装置が併設された常盤局が、また、八重山公園に八重山局が設置されている。このほか、原発から 30km 圏外に国の全国調査の一環として、各都道府県に整備されているモニタリングポストが本市城南町のほか、南さつま市、始良市、鹿屋市、西之表市及び奄美市の 6 カ所あり、30km 圏内外あわせて 73 局で県内の放射線監視が実施されている。これら 73 局の測定結果については、県のホームページ等によりリアルタイムで公表されており、事故発生時に備えて、可搬型のモニタリングポストも整備されているとのことである。</p> <p>以上のことから、本市としては、現時点においては一定の対応がなされているものと考えているが、現在、国においては、原発から 30km 圏外の対策についての検討がなされているところであり、検討結果が示された場合は、その結果を踏まえた対応が必要であると考えているとの説明がなされた。</p> <p>委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「再稼働の懸念が募る中で、現時点における市民への情報提供は極めて不十分であると言わざるを得ず、このまま再稼働が進んでいくかもしれないことを考えると、この状況で了承することにはならないというのが、市民の一般的な感覚ではないかと思料する。福島第一原発事故の際の情報提供、情報公開等については、さまざまな問題等があったことも勘案すると、陳情の願意については、大いに賛同するものであることから、本件については採択したい。」という意見、「本件については、陳情の趣旨に沿いがたいことから不採択としたい。」という</p>			

意見、「原発から 30km 以遠の地域における対策については、いまだ国で検討中とのことであるが、市民の安心安全のためにも、モニタリングポストかどうかは別にして、一定の情報開示が必要であるという思いから、本件については採択したい。」という意見、「当局としては、現行の体制で一定の対応ができているという認識を示されたが、現状においても極めて不十分であると考えており、多くの課題があることを市民は理解しておらず、また、伝わっていないという問題があることを踏まえ、この陳情の基本的な要請に賛同していることから、本件については採択したい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。

番 号	陳 情 第 8 号	受理年月日	平 24. 6. 22
件 名	田上団地における安心安全なまちづくりについて（2項）		
結 果	平成 27. 3. 23 第 1 回定例会で不採択		
付託委員会	建設委員会		
<p>（委員会における審査経過）</p> <p>本件は、2項＝出水抑制策が実施されるまでの間は、陳情文書表の別紙地図のNo.1の地域に新たな建築物の建築許可を出さないこと。以上の点について、要請されたものである。</p> <p>本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、2項＝建築確認については、建築基準法に適合している建築計画であれば建築確認せざるを得ないと考えており、当該地区においては雨水貯留や浸透柵の設置など出水抑制策について考慮していただくよう要請した上で建築確認をしているところであるとの説明がなされた。</p> <p>委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、2項については、当局の考え方や対応状況等を踏まえた場合、陳情の趣旨に沿えないものとして不採択とすべきものと決定。</p>			

番 号	陳 情 第 26 号	受理年月日	平 25. 9. 12
件 名	フットサル競技専用コートの建設について		
結 果	平成 27. 3. 23 第 1 回定例会で不採択		
付託委員会	環境文教委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、フットサルの練習や競技を行う施設が不足していることから、専用コートを建設するよう要請されたものである。</p> <p>本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、フットサルの競技人口については、「レジャー白書2011」によると全国で300万人前後とされ、また、県内の競技人口は、県フットサル連盟の個人登録者数が平成25年度末で、2,946人と九州では一番多くなっている。これは、24年度末の2,984人、23年度末の3,569人と比較すると減少しているものの、その理由は、同連盟によると、登録しなくても出場できる民間の大会がふえたことなどによるものであり、実際は登録していない同好会や個人愛好者等が多数いることから、競技人口そのものは、ほぼ横ばいの状況ではないかとのことである。</p> <p>本市の施設でフットサルができる施設は、現在、鹿児島アリーナ、鴨池公園多目的屋内運動場、吉田多目的屋内運動場、茶山ドームまつもと、喜入総合体育館、ふれあいスポーツランド屋内運動場及び健康の森公園体育館のいずれも屋内の7施設である。また、県の施設では県総合体育センター体育館と県立サッカー・ラグビー場がある。</p> <p>本市の各施設においては、いずれも施設の利用状況に応じて曜日や利用時間帯ごとに種目と利用面数を設定しているが、全ての施設で午前、午後、夜間の各時間帯においていずれも空きがある。また、県の施設においてもまだゆとりがあるとのことである。このほか、民間の施設としては、26年7月にオープンしたフットサルポイント鹿児島を含め3施設ある。</p> <p>一方、中核市及び九州県都市における専用競技場の整備状況については、松山市、高松市及び柏市の3市において利用者の増加が見込まれることなどの理由により、いずれも屋外の専用競技場を整備しているとのことである。</p> <p>本市としては、これまで複数の競技種目が利用できることを基本に施設整備をしており、フットサルに限った専用競技場の整備は考えていないところであるが、施設の利用状況等を勘案し、これまでフットサルができる環境づくりとして、鹿児島アリーナのサブアリーナに防球マットを配置するとともに、利用時間をふやすなどの対応をとってきている。26年度は桜島総合体育館でフットサルの利用ができるように整備を進めているほか、現在建設中の郡山体育館（仮称）においても同様の対応をすることとしている。今後とも利用者の状況等も把握しながら、市民ニーズに応じていきたいと考えているとの説明がなされた。</p> <p>委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「本県のフットサ</p>			

ル人口は非常に高い水準であり、九州でも一番多くなっているとともに、近年、競技人口が増加しているのは事実である。フットサルができる施設が市の中心部に少なく、仕事帰りあるいは家族が週末に使おうとしても、申込倍率が高く、利用は鴨池公園多目的屋内運動場とふれあいスポーツランド屋内運動場に集中している。また、学校の施設開放も進んでおらず、競技者にとっては、施設の質的な問題も含めて、非常に不満が多い状況にある。さらに、整備が進められている桜島総合体育館や郡山体育館（仮称）についても、利用者にとって必ずしも利便性の良い場所にあるとは言えないことから、中核市の先進事例も踏まえ、施設の環境改善を行う必要がある。本陳情については採択し、例えば、「施設の開館時間延長や質的レベルアップも図るほか、学校施設の開放を拡大するとともに、専用施設の建設に当たっては、市教育委員会だけでなく、関係部局や民間企業も含めて検討すべきである」といった意見をつけて、今後の当局の対応を見守っていきたいと考える。願意は、あくまでも競技人口がふえることに対して施設が劣悪で少ないということであると理解し、本件については採択したい。」という意見、「新たに、桜島総合体育館や郡山体育館（仮称）においてもフットサルができることになっており、現状等を考慮すると十分対応が可能であるという当局の明確な考え方も示されたことから、本件について不採択としたい。」という意見、「フットサルの競技人口を正確に把握することは困難であり、同連盟によると競技人口は横ばいではないかということが明らかになった。利用状況については、確かに利便性の高い場所や時間帯によっては申込倍率も非常に高くなっているが、現状においては、全て申込倍率が高い状況ではない。また、今後、桜島総合体育館や郡山体育館（仮称）においてもフットサルができるようになるため、現段階においては、当局は他の競技との公平性や汎用性を考えると、専用競技場の建設は考えていないとのことであった。さらに、専用競技場の建設については、これまで市の各種計画にも明記されてもおらず、財政面の確保もなされていないことから、本件については不採択としたい。」という意見、「今回の審査で明らかになった問題点は改善していかなければならないと考えており、また、スポーツ人口がふえることで健康増進などの波及効果も大きいことは認識しているが、それらのことは今回の願意とは少し違うと考えている。それらは今後、さまざまな形で改善されていくべきものであると理解していることから、本件については不採択としたい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。